

消 防 災 1 3 2 号
国 河 政 6 6 1 号
平成19年3月30日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 長 官

国 土 交 通 事 務 次 官

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を
改正する政令の施行について（通知）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成19年政令第80号）が、平成19年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されます。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、条例の改正等を速やかに行う等、今回の政令改正の趣旨に沿って適切に運用されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村、関係一部事務組合及び広域連合並びに水害予防組合に対してもこの旨周知願います。

記

1 改正の趣旨

最近における社会経済情勢にかんがみ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の3人目以降の扶養親族に係る加算額を2人目までの扶養親族に係る加算額と同額に引き上げること。

2 改正の内容

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、配偶者以外の扶養親族についての補償基礎額の加算額を200円とすること。（第2条第3項）

3 適用関係

改正後の第2条第3項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。）並びに平成19年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令 の一部を改正する政令について（概要説明）

平成19年3月30日
消防庁国民保護・防災部防災課

1 改正の概要

我が国全体としての少子化対策が推進されていることに配慮し、平成18年11月17日に公布された一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第101号、以下、給与法という。）により、平成19年4月1日から、配偶者以外の扶養親族のうち3人目以降の扶養親族に係る扶養手当の月額が、2人目までの扶養親族に係る扶養手当の月額と同額に引き上げられることに対応して、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下、基準政令という。）第2条第3項中、配偶者以外の扶養親族のうち3人目以降の扶養親族に係る給付基礎額の加算額（日額）を2人目までの扶養親族に係る加算額と同額に引き上げるものである。

配偶者以外の扶養親族に係る給付基礎額の加算額を、改正後の給与法に定める配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額である6,000円を30で除した額（日額相当）200円とする。

【現行】

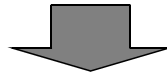
配偶者以外2人目まで 200円
 // 3人目以降 167円

【改定後】

]→ 配偶者以外 200円

(単位：円)

区分	扶養親族である配偶者	配偶者以外の扶養親族のうち2人まで			その他扶養親族
		1人につき	扶養親族でない配偶者がある場合 当該扶養親族のうち1人に限り	配偶者がいない場合 当該扶養親族のうち1人に限り	
加算額	433	200	217	367	167



(単位：円)

区分	扶養親族である配偶者	配偶者以外の扶養親族		
		1人につき	扶養親族でない配偶者がある場合 当該扶養親族のうち1人に限り	配偶者がいない場合 当該扶養親族のうち1人に限り
加算額	433	200	217	367

(参考)

○ 補償基礎額（基準政令第2条）

補償基礎額は、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の「平均給与額」に相当するもの（扶養親族がいる場合は加算）。

非常勤消防団員（水防団員も同様）については、必ずしも、その報酬額が労働の対価としての意味をもちえないので、ある特定の額をもって、いわゆる「日当」に相当する額として、擬制。

※公安職俸給表（一）を基準として決定（基準政令第2条第2項第1号・別表第1）。

最高額（7級39号） 月額 $427,000 \div 30 = 14,233円 \div 14,200円$

最低額（1級63号） 月額 $263,000 \div 30 = 8,767円 \div 8,800円$

○ 消防作業従事者等民間協力者の補償基礎額については、被災者の通常得ている収入日額であるが、最低額と最高額は非常勤消防団員及び水防団員と同じ。

○ 市町村—公務災害被災者との関係

消防組織法第24条において、「消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。」とされており、市町村は被災団員又はその遺族に対し、政令で定める基準に基づき、公務災害補償等の支給を義務づけられている。(退職報償金に関しては支給額については基準を定めていない) 又、以下の法においても同様の規定がある。

- a 消防法（第36条の3第1項・同3項で準用）消防・救急活動・都道府県を行う救急業務に従事した民間人
- b 水防法（第6条の2第1項）非常勤水防団
- c 水防法（第45条）水防活動に従事した民間人
- d 災害対策基本法（第84条・原子力災害対策特別措置法により準用）応急措置に従事した民間人
- e 国民保護法（第160条）国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者

○ 市町村—消防団員等公務災害補償等共済基金等との関係

当該公務災害補償の支払い等は市町村がこれを実施しているが、共済事務については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（以下、「同法」という）第3条に基づき、消防団員等公務災害補償等共済基金（以下、基金という）又は総務大臣の指定する法人が市町村との契約に基づき、それを行うこととされている。（現在は指定法人は指定されていない）

この契約に基づき、市町村は基金又は指定法人に支払う掛金の対価として、同法第6条第1項により、契約期間内に発生した事故に係る消防団員等公務災害補償に要する経費（同項において政令（同法施行令））で定めるところにより算定するとされている）を基金又は指定法人に対して請求するものとされている。同法施行令第3条は、この額を基準政令の規定の例により算定した額としている。

今回の改正はこの基準政令中、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額に係る扶養加算について改正を行うもの。

政令第八十号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「のうち二人まで」を削り、「それぞれ二百円」を「一人につき二百円」に改め、「、その他の扶養親族については一人につき百六十七円」を削る。

附 則

1 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成十九年四月分以

後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年三月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の三人目以降の扶養親族に係る加算額を二人目までの扶養親族に係る加算額と同額に引き上げる必要があるからである。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）抄

改正案	現行
<p>(補償基礎額)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族</p> <p>については一人につき二百円（非常勤消防団員等に扶養親族でない第一号に掲げる者があつてはその</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族のうち二人までについてはそれぞれ二百円（非常勤消防団員等に扶養親族でない第一号に掲げる者があつてはその</p>

うち一人については二百十七円、非常勤消防団員等に第一号に掲げる者が不在の場合にあつてはそのうち一人については三百六十七円) を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に

ある子及び孫

三 六十歳以上の父母及び祖父母

四 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に

ある弟妹

五 重度心身障害者

4
(略)

うち一人については二百十七円、非常勤消防団員等に第一号に掲げる者が不在の場合にあつてはそのうち一人については三百六十七円)、その他の扶養親族については一人につき百六十七円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に

ある子及び孫

三 六十歳以上の父母及び祖父母

四 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に

ある弟妹

五 重度心身障害者

4
(略)